



変額保険(災害加算・I型)

POINT 1 家計にあわせてプランを見直し
毎月コツコツ積立で運用しながら資産形成

毎月の積立額の変更も可能

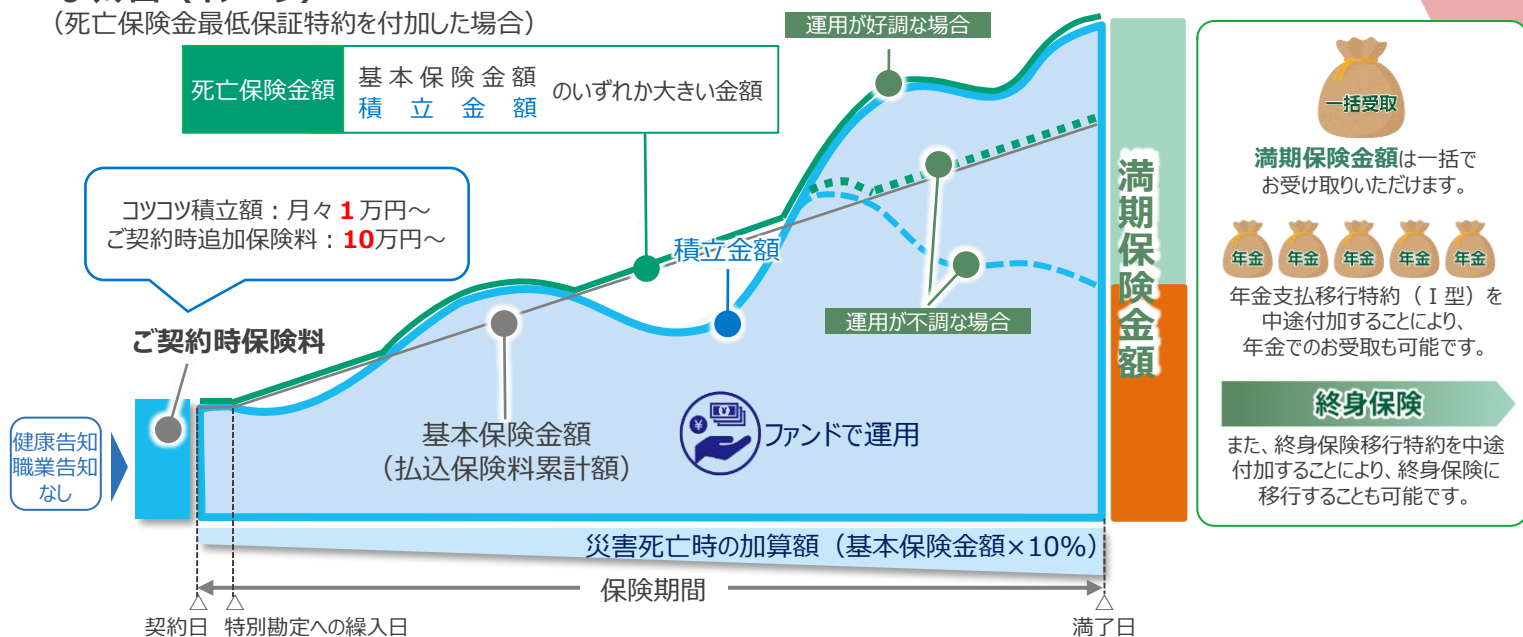
POINT 2 時間を味方にしてかしく買い増し
余裕資金ができたならスポット増額で積み上げ

ドルコスト平均プラス特約

POINT 3 オプション
もしもの時のあんしん 死亡保険金最低保証特約 介護認知症年金支払移行特約 指定代理請求特約

■しくみ図(イメージ)

(死亡保険金最低保証特約を付加した場合)



一括受取
満期保険金額は一括でお受け取りいただけます。

年金支払移行特約(I型)を中途付加することにより、年金でのお受取も可能です。

終身保険
また、終身保険移行特約を中途付加することにより、終身保険に移行することも可能です。

主な取扱規程

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	0~80歳	
コツコツ積立額(月々の積立) [規則的増額]	平常月	指定月(指定月に積立を割増する場合)
	1万円以上、10万円以下 (1,000円単位)	毎月のコツコツ積立額に1,000円を加算した金額以上、100万円以下(1,000円単位)
ご契約時追加保険料*1/スポット増額 [基本保険金額の増額]	10万円以上、9億円以下(1,000円単位)	
保険期間	年満了*2	10年・15年・20年・25年・30年満了
	歳満了	50~90歳満了(10年以上の各歳刻み)
保険料払込方法	回数	一時払(コツコツ積立額(規則的増額保険料)は年12回)
	経路	口座振替扱、クレジットカード扱*3
適用できる主な特約・付加できる主な特約	責任開始期に関する特約、死亡保険金最低保証特約、ドルコスト平均プラス特約、終身保険移行特約、介護認知症年金支払移行特約、年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約、指定代理請求特約	

*1 ご選択の特別勘定が株式ファンドの場合には、増額原資額。
*2 保険期間の満了時に被保険者の年齢が90歳以下となるよう主契約の保険期間を設定ください。
*3 クレジットカード扱において、1契約1回あたりの支払保険料が10万円超となる場合、取扱っておりません。
※同一の被保険者について、基本保険金額は「変額保険(災害加算・I型)」(既に加入されているこの保険を含みます)を通算して10億円を超えることはできません。

⚠ この保険のリスクについて

- 特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行なわれるため、特別勘定の運用実績は株価や債券価格などにより変動します。
- 死亡保険金最低保証特約を付加しない場合、災害死亡保険金額または死亡保険金額は、特別勘定の運用実績により、**払込保険料累計額を下回る可能性があります。**
- 満期保険金額は、特別勘定の運用実績により、**払込保険料累計額を下回る可能性があります。**
- 解約払戻金額は、特別勘定の運用実績および解約控除額の適用により、**払込保険料累計額を下回る可能性があります。**

⚠ この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
特別勘定の運用実績等により、損失が生じる可能性があります。

商品の概要

主な保障内容 (主契約)	お支払事由		お支払金額	
	災害死亡保険金	被保険者が、保険期間中につきのいずれかを直接の原因として死亡したとき 1. 責任開始期（基本保険金額の増額が行なわれた場合の増額部分については、基本保険金額の増額の際の責任開始期。以下、同様とします。）以後に生じた不慮の事故による傷害 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症	被保険者が死亡した日の死亡保険金額と、基本保険金額に災害加算割合（10%）を乗じた金額の合計額	
	死亡保険金	被保険者が、保険期間中に災害死亡保険金のお支払事由に該当せずに死亡したとき	被保険者が死亡した日の積立金額	
	満期保険金	被保険者が、保険期間満了時まで生存したとき	保険期間満了時の積立金額	
解約払戻金	あり	配当金	なし	

※特別勘定への繰入金後の被保険者が死亡した日において、その日までに発生し差し引くべき保険関係費用があるときは、お支払金額は当該保険関係費用を差し引いた金額とします。

諸費用について

●「ハイブリッド つみたて ライフ」にかかわる費用はつぎの合計となります。

項目	内容	費用
保険期間中	主要約 ご契約の締結等に必要費用	年率 0.31%~2.40% ご契約の締結等に必要費用の総額（契約日から保険期間満了）は、基本保険金額の平均値に上記の費用（年率）と保険期間（年数）を乗じて計算します。 基本保険金額の平均値は、契約時に設定したコツコツ積立*1が保険期間満了まで継続すると仮定した各年度の基本保険金額の合計を保険期間（年数）で割った金額です。 【月単位の契約応当日の前日未だに控除】 ※ ご契約の締結等に必要費用は、被保険者の年齢・性別、保険期間などにより異なります。 ※ 随時の増額（ご契約時を含む）をされた場合でも上記年率の範囲を超えることはありません。なお、随時の増額部分の費用は、随時の増額による基本保険金額に対して、契約日から10年未満は年率0.8%、10年以上は年率0.32%となります。
	特約 死亡保険金を最低保証するために必要費用	年率0.0060%~15.3015% （被保険者の年齢・性別*2により異なります。） 基本保険金額と積立金額の差額に対して、死亡保険金を最低保証するために必要費用（年率）/365を乗じた金額 【月単位の契約応当日の前日未だに控除】 ※積立金額が基本保険金額を下回っている日のみが対象となります。
運用に関する費用	特別勘定の運用に必要な費用	各特別勘定ごとにつきのとおりとなります。 各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、運用に関する費用*3（年率）/365 【毎日控除】
積立金移転費	積立金を移転する際に必要費用	1保険年度の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①12回以下：無料 ②13回以上：13回目から1回につき1,000円 【移転時に毎回控除】

* 1 保険期間中にコツコツ積立の金額を引き上げた場合は、以後その金額でのコツコツ積立とします。
* 2 被保険者の年齢・性別により異なる死亡保険金を最低保証するために必要費用（年率）については「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」をご覧ください。
* 3 各特別勘定ごとの運用に関する費用

特別勘定	費用	特別勘定	費用
安定バランス型	年率 0.352%（税抜0.320%）	世界株式型	年率 0.286%（税抜0.260%）
安定成長バランス型	年率 0.517%（税抜0.470%）	米国株式型	年率 0.418%（税抜0.380%）
成長バランス型	年率 0.407%（税抜0.370%）	ESG日本株式型	年率 0.330%（税抜0.300%）
日本株式型	年率 0.275%（税抜0.250%）	ESG世界株式型	年率 0.330%（税抜0.300%）

※主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。
運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。
なお、運用に関する費用は、将来変更される可能性があります。

項目	内容	費用				
解約または減額をした場合	解約または減額をした場合に必要費用	契約日から10年未満で解約または積立金額の減額を行なう場合、①と②の合計の費用が解約または減額部分の積立金額から控除されます。				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">計算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>コツコツ積立の保険料（1年分）*1 × 適用率（25%） × （1 - 経過月数*2 / 120）</td> </tr> <tr> <td>②*3</td> <td>スポット増額の保険料等*4 × 3.5% × （1 - 経過月数*2 / 120）</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 契約時に定めたコツコツ積立の金額の12回分となります。 ※ 指定月に保険料を増額して支払う場合は、指定月のコツコツ積立の金額の2回分と指定月以外の月のコツコツ積立の金額の10回分の合計。 ※ 契約日から1年未満で解約または減額された場合は、控除時期までの経過月数 + 1回分が対象となります。 * 2 契約日から控除時期までの月数を表し、1か月未満は切り捨てとなります。 * 3 コツコツ積立保険料に相当する金額を上回る一時払保険料を支払った場合、またはコツコツ積立以外の増額を行なった場合のみ計算します。 * 4 一時払保険料からコツコツ積立保険料に相当する金額を差し引いた金額と、コツコツ積立以外の増額金額の合計。</p>	計算方法		①	コツコツ積立の保険料（1年分）*1 × 適用率（25%） × （1 - 経過月数*2 / 120）
計算方法						
①	コツコツ積立の保険料（1年分）*1 × 適用率（25%） × （1 - 経過月数*2 / 120）					
②*3	スポット増額の保険料等*4 × 3.5% × （1 - 経過月数*2 / 120）					
年金支払移行特約（1型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率*5 * 5 年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用をT&Dフィナンシャル生命が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておられません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。				

代理店手数料について

● 代理店手数料は、契約時のお客さまへの商品やリスクの説明等、ならびに契約期間中のアフターフォロー等の対価として、以下の通り計算した金額が、引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。
● 代理店手数料は、諸費用に追加して、お客さまに別途ご負担いただくものではありません。

コツコツ積立額	初年度	2年目以降	ご契約時追加保険料*2 スポット増額*2	契約日から増額日までの経過年数			
	年換算保険料×20%	基本保険金額*1×0.1%		2年未満	3年未満	5年未満	10年未満
				3.0%	2.5%	2.0%	1.0%

* 1 ご契約時追加保険料、スポット増額による基本保険金額を含みます。 * 2 ご契約時追加保険料またはスポット増額金額のうち、特別勘定に投入された金額に対して上記の割合を乗じて計算します。

● 本資料は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」の補助資料であり、お支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。この保険のご検討、お申込に際しては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ず全般的にご確認ください。
● 本資料では、「ご契約のしおり・約款」に記載されている「基本保険金額の規則的増額」「コツコツ積立」、「基本保険金額の増額（随時の増額）」を「スポット増額」、「基準価格参照型増額原資充当特約」を「ドルコスト平均法増額」として記載しています。

【募集代理店】

【引受保険会社】

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
 【お客様サービスセンター】 ☎0120-302-572
 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)
 【ホームページ】 <https://www.tdf-life.co.jp>